

第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 国税局長 _____ 印

所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更通知書

_____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 号の特別な償却率の認定については、所得税法施行令第 122 条第 4 項の規定に基づき、次のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却費の額の計算は、_____ 年分の所得税について適用されます。

資産の種類	構造又は用途	細目	名称	変更後の償却率

(理由)

() 枚のうち () 枚目

所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更通知書

1 作成目的

この通知書は、減価償却資産の特別な償却率の変更通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「資産の種類」欄から「変更後の償却率」までの欄には、「所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (2) 「(理由)」欄には、変更をするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

変更の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。